

第2章 地域の概況

2-1 自然環境

(1) 気象

事業計画地における気象の状況を把握するため、最寄りの気象観測所である事業計画地敷地境界から東に約 8km 離れた菊川牧之原地域気象観測所における観測結果を整理した。降水量は、菊川牧之原気象観測所に併せ、事業計画地敷地境界から西に約 5km 離れた掛川地域雨量観測所の観測結果についても整理した。また、日射量は、事業計画地敷地境界から北東に約 39km 離れた静岡地方気象台の観測結果について整理した。

気象観測施設の位置は、図 2-1-2 に示すとおりである。

1) 風向

令和元～5 年度における月別最多風向は表 2-1-1 に、令和 5 年度における風配図は図 2-1-1 に示すとおりである。

令和 5 年度は、東北東や西北西の風が多く吹いている。

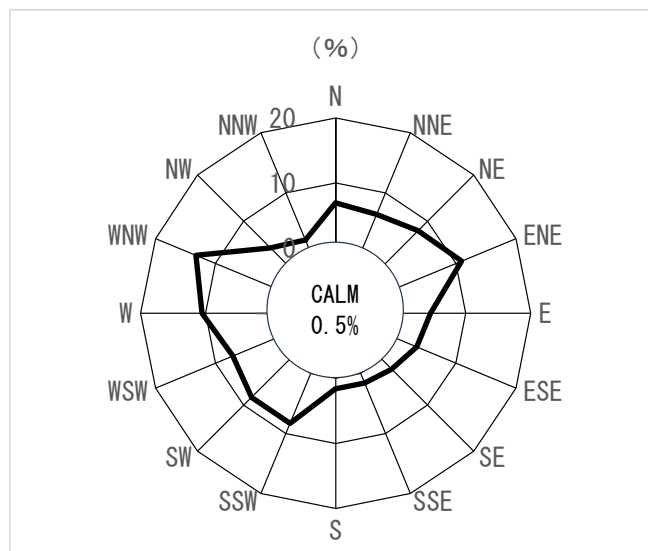
表 2-1-1 令和元～5 年度の月別最多風向

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間 最多
R1	東北東	東北東	東北東	東北東	南南西	東北東	東北東	東北東	東北東	東北東	北西	東北東	東北東
R2	東北東	東北東	南南西	南南西	南南西	東北東	東北東	北北東	西北西	西北西	西北西	北東	東北東
R3	東北東	南西	東北東	南西	南西	東北東	東北東	西北西	西北西	西北西	西北西	西	西北西
R4	東北東	東北東	東北東	南南西	東北東	東北東	東北東	北北東	西北西	西	西	東北東	東北東
R5	西	東北東	東北東	南西	東北東	東北東	北	西北西	西北西	西北西	東北東	西北西	西北西

注 1) 表中の「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

注 2) 表中の「」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）



注) CALM は、静穏（0.2m/s 以下）の割合を示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」

（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-1 風配図（令和 5 年度）

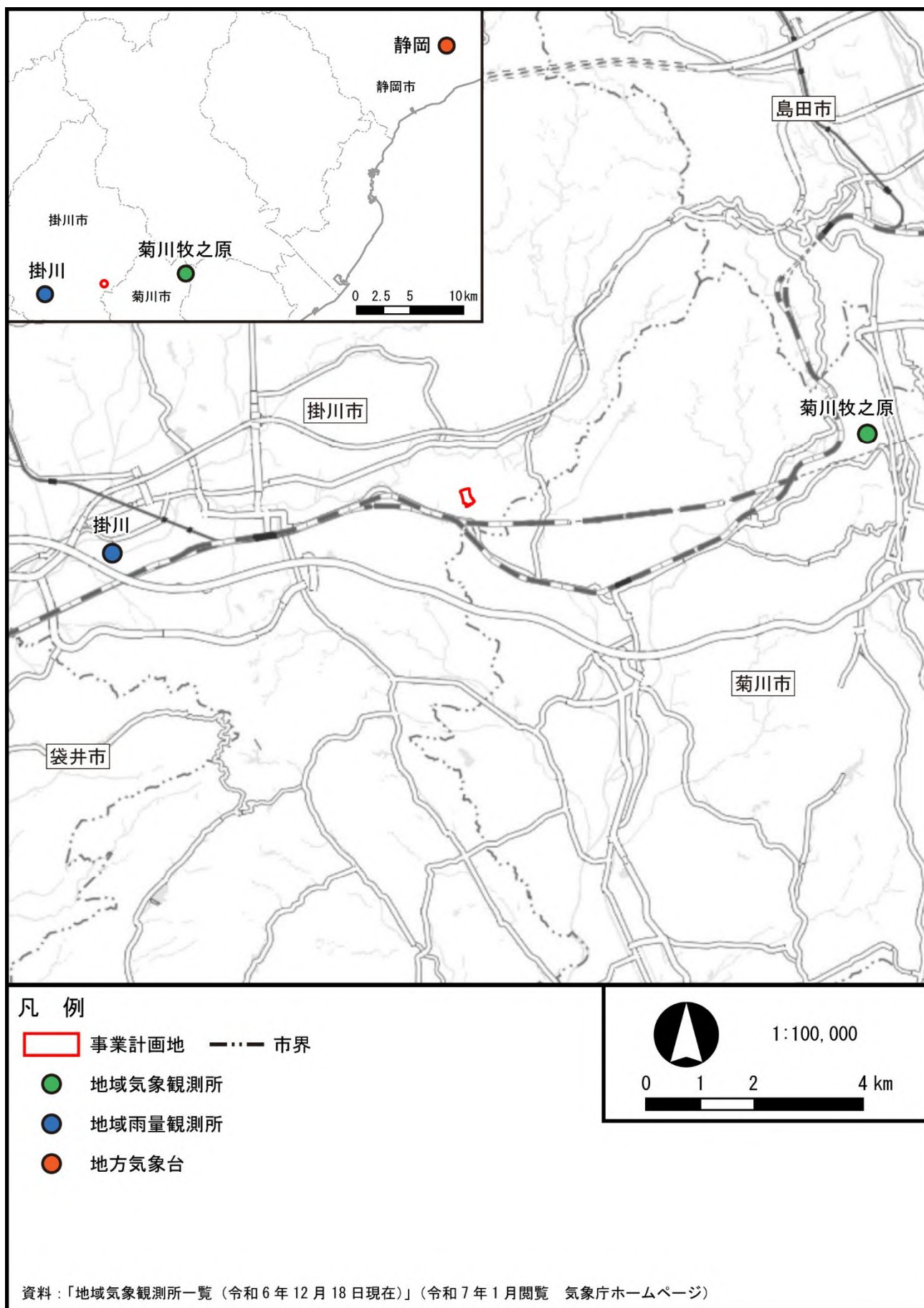


図 2-1-2 気象観測施設の位置図

2) 風 速

令和元～5 年度における月別平均風速は表 2-1-2 に、平均風速の経年変化は図 2-1-3 に、令和 5 年度における平均風速の月別変化は図 2-1-4 に示すとおりである。

令和 5 年度は、一年を通し、約 2～3m/s 程度の風が吹いている。

表 2-1-2 令和元～5 年度の月別平均風速

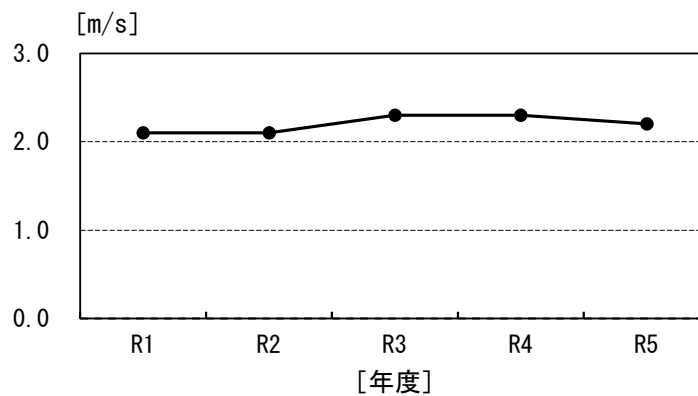
単位：m/s

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
R1	2.2	2.1	2.3	2.0	1.9	2.4	2.9	1.9	1.7	1.9	1.5	2.0	2.1
R2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	2.3	2.5	1.7	1.7)	2.1	2.2	2.4	2.1
R3	2.6	2.1	2.3	2.2	2.5]	2.8	2.5	2.4)	2.1	2.0	2.1	2.3	2.3
R4	2.6	2.3	2.5	1.8	2.1	3.0	2.6	2.5	2.0	1.7	1.8	2.4	2.3
R5	2.5	2.4	2.1	1.8	2.7	2.3	2.3	2.2	1.8	2.1	2.3	2.4	2.2

注 1) 表中の「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

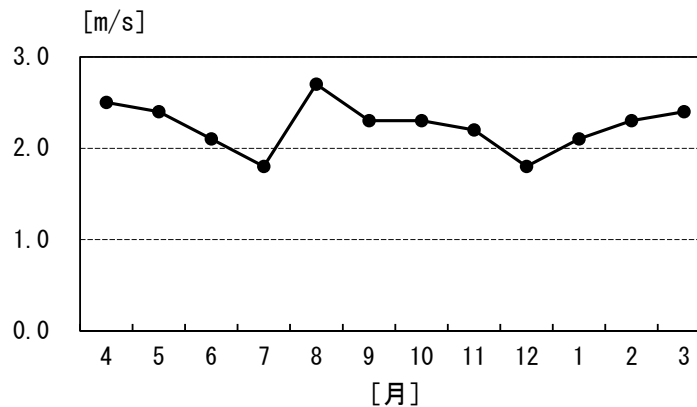
注 2) 表中の「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-3 令和元～5 年度における平均風速の経年変化



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-4 平均風速の月別変化（令和 5 年度）

3) 気温・湿度

令和元～5年度における月別平均気温は表 2-1-3 に、平均気温の経年変化は図 2-1-5 に、令和 5 年度における平均気温の月別変化は図 2-1-6 に示すとおりである。

また、令和 3～5 年度における月別平均湿度は表 2-1-4 に、平均湿度の経年変化は図 2-1-7 に、令和 5 年度における平均湿度の月別変化は図 2-1-8 に示すとおりである。

令和 5 年度は、年平均気温は約 16℃、年平均湿度は約 79%である。

表 2-1-3 令和元～5 年度の月別平均気温

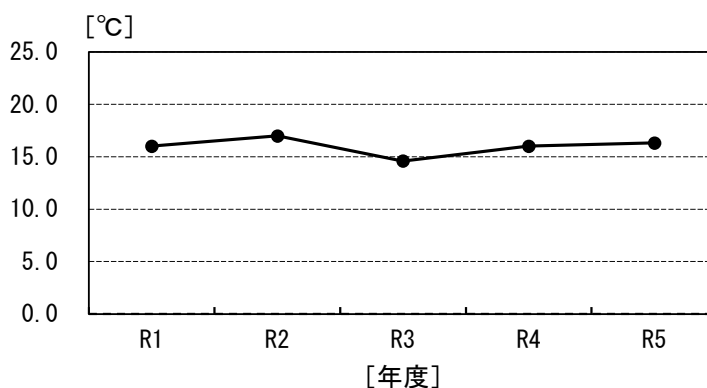
単位：℃

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
R1	13.1	18.3	20.9	23.5	26.4	24.4	19.3	13.3	9.1	7.1	7.0	10.0	16.0
R2	12.5	18.7	22.2	23.6	27.5	23.7	17.3	13.6)	6.9)	5.0	7.2	11.8	17.0
R3	13.9	17.9	21.2	25.0	26.1]	22.6	18.5	12.8)	7.2	4.2	4.3	10.7	14.6
R4	15.0	17.8	21.4	25.3	26.2	24.0	17.5	14.5	6.4	5.0	6.8	12.1	16.0
R5	14.8	18.0	21.6	26.1	26.9	25.1	17.7	13.3	8.2	6.3	8.3	8.7	16.3

注 1) 表中の)は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

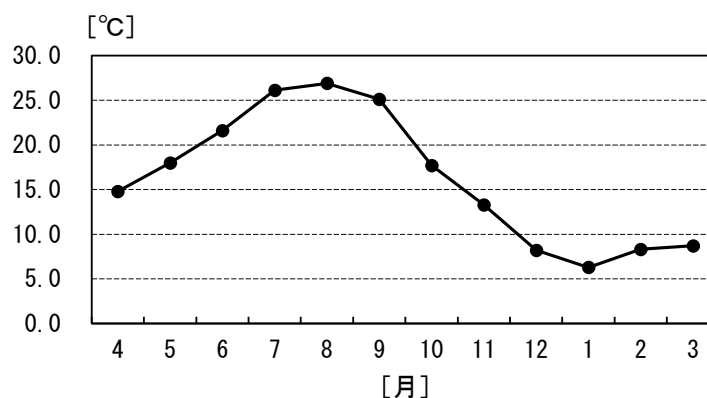
注 2) 表中の]は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-5 令和元～令和 5 年度における平均気温の経年変化



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-6 平均気温の月別変化（令和 5 年度）

表 2-1-4 令和 3～5 年度の月別平均湿度

単位：％

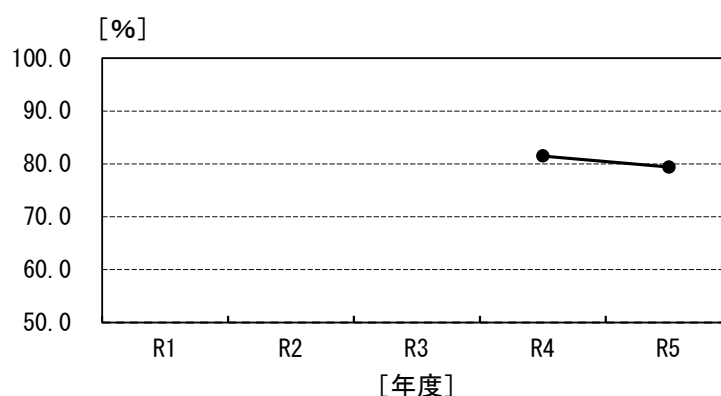
月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
R3	—	—	—	—	—	—	—	61]	69	61	61	66	—
R4	84	81	91	93	92	90	82	79	69	69	68	80	81.5
R5	78	86	94	95)	87)	89	77	78	73	68	81	70	79.4

注 1) 表中の) は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

注 2) 表中の] は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。

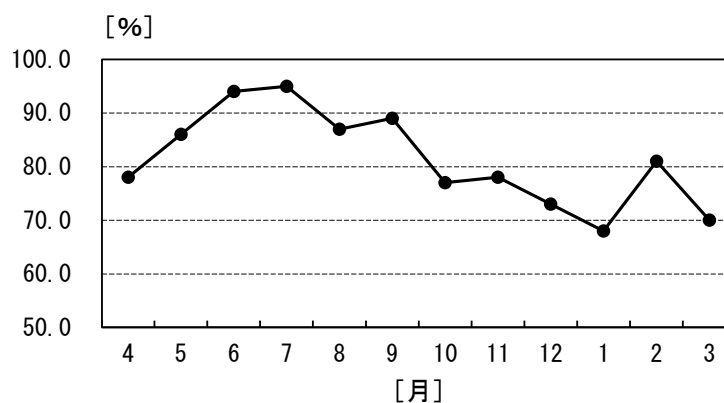
注 3) 表中の — は、測定されていないことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-7 平均湿度の経年変化



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

図 2-1-8 平均湿度の月別変化（令和 5 年度）

4) 降水量

令和元～5年度における月別降水量は表 2-1-5 に、月別降水日数は表 2-1-6 に、年間降水量及び年間降水日数の経年変化は図 2-1-9 に、令和 5 年度における月別降水量及び降水日数は図 2-1-10 に示すとおりである。

令和 5 年度は、降水量は梅雨時の 6 月が最も多く、年間降水量は約 2,500～2,600mm、年間降水日数は約 120 日である。

表 2-1-5(1) 令和元～5 年度の月別降水量（菊川牧之原）

単位：mm

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R1	213.5	239.0	356.0	476.0	179.0	83.5	639.0	128.0	118.0	103.0	100.0	279.0	2,914.0
R2	189.5	117.0	391.0	873.5	33.0	204.5	225.0	51.5	13.5	90.0	102.5	269.5	2,560.5
R3	268.0	289.5	174.5	434.0	372.5	188.5	81.0	90.0	89.0	21.0	41.5	159.5	2,209.0
R4	251.0	318.0	175.0	421.0	271.0	501.0	53.5	137.5	31.5	36.0	41.5	159.0	2,396.0
R5	201.5	343.0	505.5	125.5	353.5	178.0	163.0	119.0	69.0	42.0	204.0	276.0	2,580.0

注) 表中の) は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

表 2-1-5(2) 令和元～5 年度の月別降水量（掛川）

単位：mm

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R1	182.0	248.5	358.5	447.0	118.5	45.5	465.0	100.5	96.5	90.0	86.5	259.5	2,498.0
R2	150.5	116.5	277.0	750.0	13.0	181.5	190.5	43.5	12.0	95.5	74.0	261.5	2,165.5
R3	227.5	247.5	149.5	406.0	327.0	178.0	55.5	73.0	86.0	22.0	43.5	144.0	1,959.5
R4	213.0	303.0	148.0	458.0	277.0	529.5	53.0	132.5	28.0	40.5	34.5	143.5	2,360.5
R5	182.5	315.5	488.5	135.0	342.5	164.5	188.0	142.5	61.0	36.0	181.0	248.5	2,485.5

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

表 2-1-6(1) 令和元～5 年度の月別降水日数（菊川牧之原）

単位：日

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R1	11	7	17	21	8	6	14	8	10	9	8	9	128
R2	7	9	14	22	4	19	7	6	2	6	4	9	109
R3	8	14	11	12	16	12	8	5)	7	5	5	8	111
R4	14	14	12	18	14	13	7	8	5	4	5	9	123
R5	9	12	14	8	13	13	8	5	5	6	12	12	117

注) 表中の) は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）ことを示す。

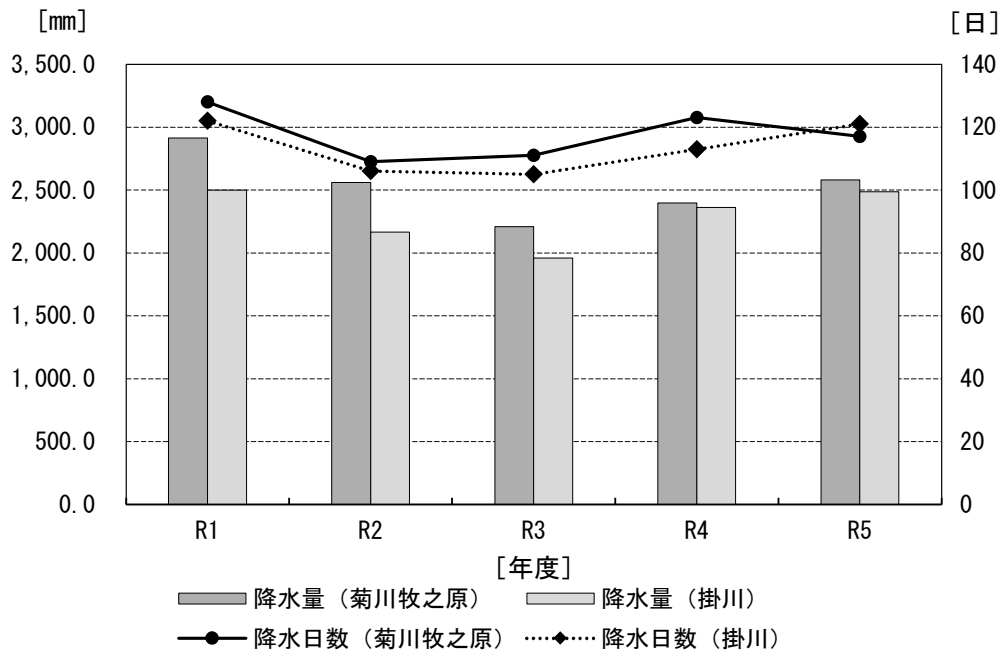
資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）

表 2-1-6(2) 令和元～5 年度の月別降水日数（掛川）

単位：日

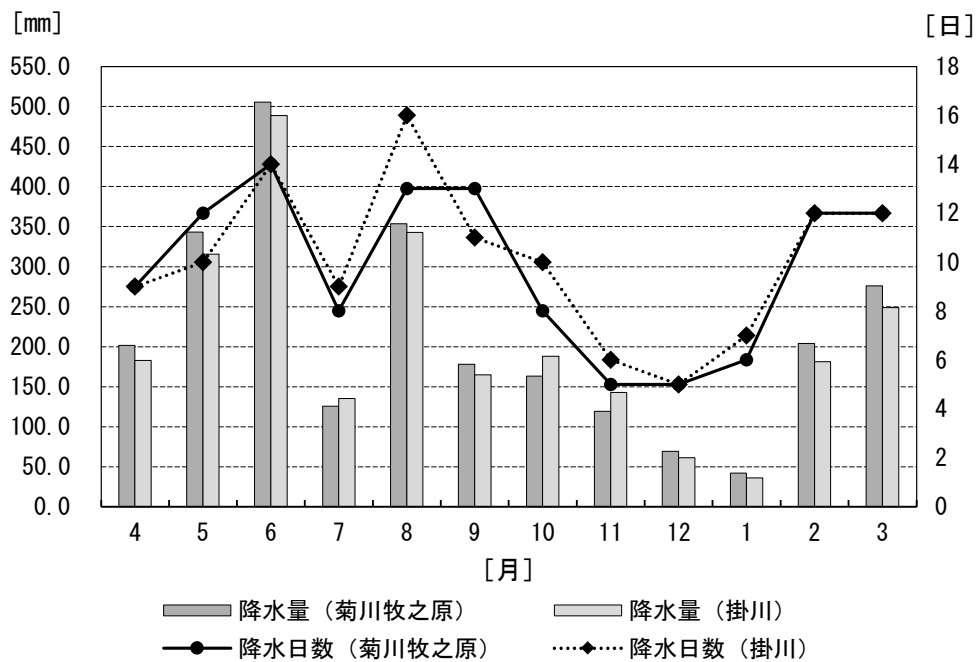
月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
R1	11	8	16	18	7	6	12	9	8	12	6	9	122
R2	7	7	13	22	3	19	8	6	2	6	4	9	106
R3	6	14	11	13	16	13	7	4	6	4	5	6	105
R4	12	12	11	16	15	13	6	8	3	4	5	8	113
R5	9	10	14	9	16	11	10	6	5	7	12	12	121

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」(令和7年1月閲覧 気象庁ホームページ)

図 2-1-9 令和元～5 年度における年間降水量及び年間降水日数



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」(令和7年1月閲覧 気象庁ホームページ)

図 2-1-10 月別降水量及び降水日数 (令和5年度)

5) 日射量

令和元～5 年度における月別日射量は表 2-1-7 に、平均日射量の経年変化は図 2-1-11 に、令和 5 年度における平均日射量の月別変化は図 2-1-12 に示すとおりである。

令和 5 年度は、平均日射量は 15.4MJ/m^2 である。

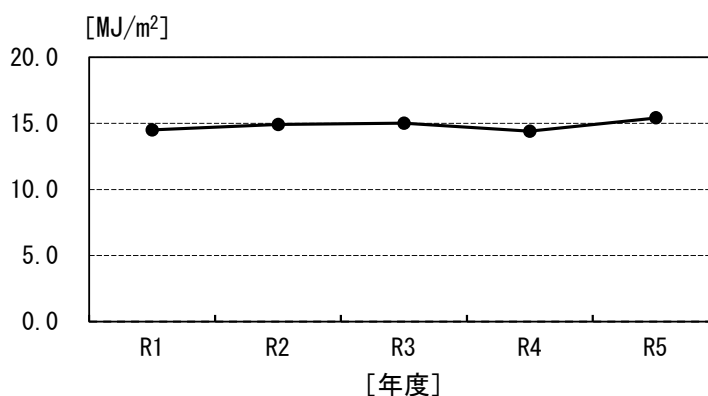
表 2-1-7 令和元～5 年度の月別日射量

単位：MJ/m²

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
R1	18.2	21.3	17.7	14.0	19.5	16.6	10.2	11.0	8.4)	9.4	12.7	15.3	14.5
R2	20.7	19.7	17.8	11.8	22.3	14.3	11.6	11.1	9.9	10.4	14.1	14.5	14.9
R3	19.2	17.8	18.4	17.9	16.7	14.3	12.6	11.6	10.3	10.8	14.6	15.5	15.0
R4	15.7	19.1	17.8	17.6	17.3	14.6	11.9	10.3	10.2	10.8	12.7	14.9	14.4
R5	18.2	19.4	15.8	23.0	20.4	16.3	14.2	10.9	10.0	10.6	10.7	15.2	15.4

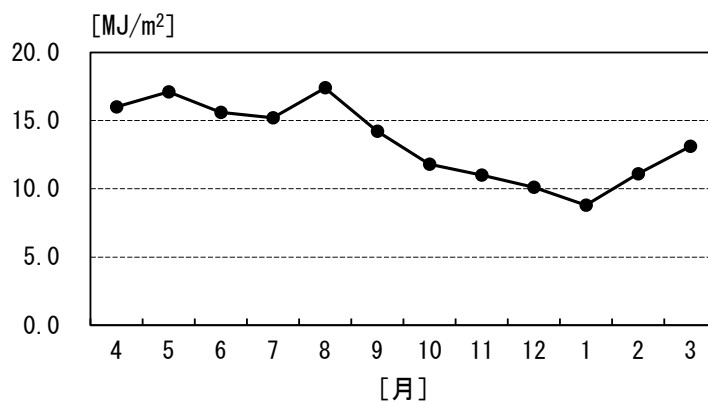
注) 表中の) は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている (準正常値) ことを示す。

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」(令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ)



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」(令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ)

図 2-1-11 令和元～令和 5 年度における平均日射量の経年変化



資料：「過去の気象データ・ダウンロード」(令和 7 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ)

図 2-1-12 平均日射量の月別変化 (令和 5 年度)

(2) 水 象

1) 河川

事業計画地周辺における主な河川の状況は、図 2-1-13 に示すとおりである。

事業計画地敷地境界から北側約 500m には、二級河川である逆川が、東南東側約 1,300m には、一級河川である西方川が流れている。

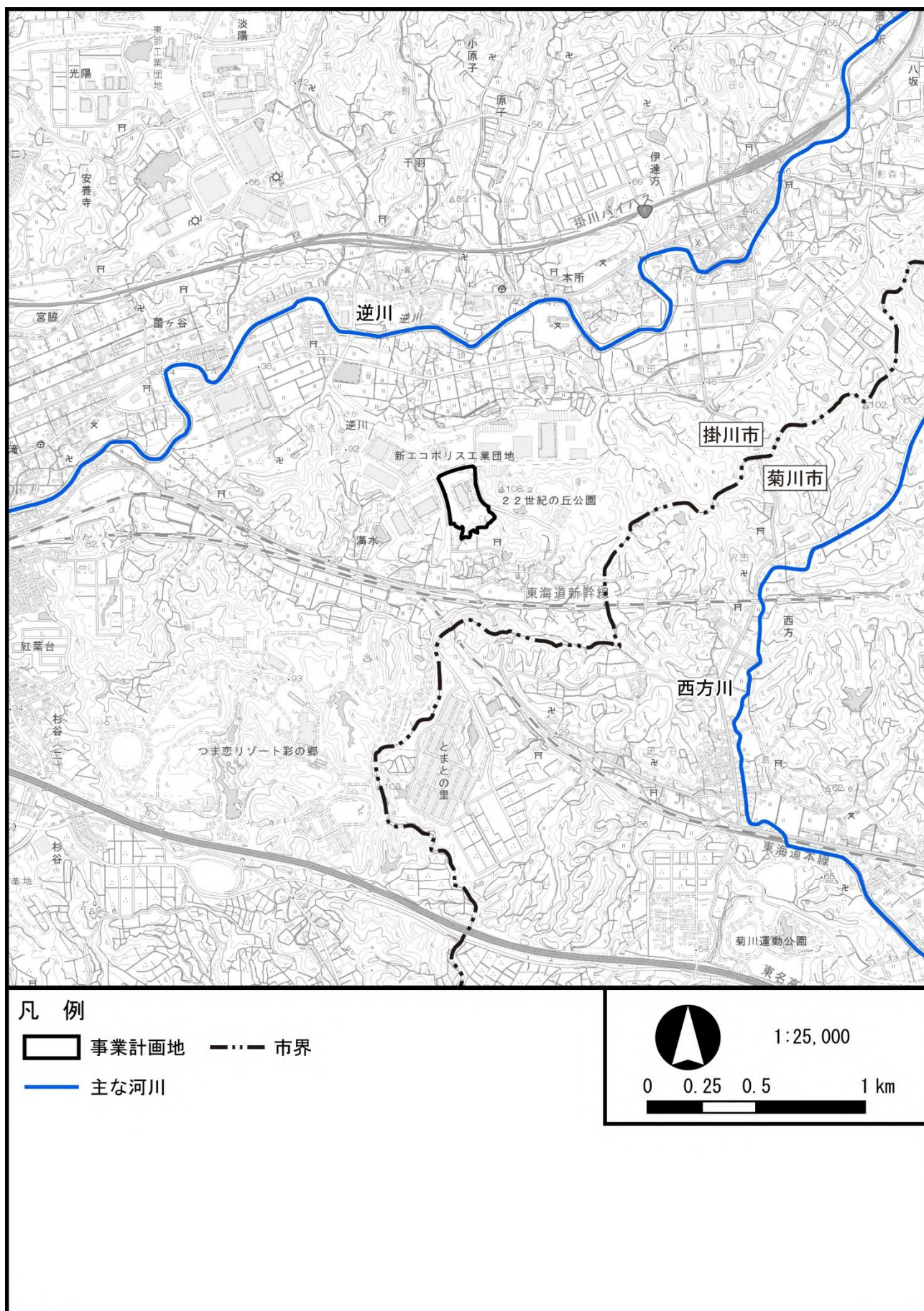


図 2-1-13 事業計画地周辺の主な河川

(3) 地形・地質

1) 地形

事業計画地周辺における地形の状況は、図 2-1-14 に示すとおりである。

事業計画地は、掛川市の南東側にあり、地形区分上は丘陵地に位置している。この丘陵地は、掛川丘陵と呼ばれ、掛川市周辺から菊川市北部にかけて分布しており、侵食されやすい地層であることから開析が進み、幅広い侵食谷が樹枝状に発達している。

2) 地質

事業計画地周辺の地質の状況は、図 2-1-15 に示すとおりである。

事業計画地は、相良層群泥層に位置している。この相良層群泥層は、掛川層群の下位に発達する中新統上部の地層であり、下部に砂礫泥互層、中部に砂泥互層、上部に泥層となっている。しかし、NE-SW 性の褶曲構造を示し、いく分固結度が高い地層である。



凡 例

事業計画地 市界

山地

Ms 小起伏山地

丘陵地

H 丘陵地 (II)

台地

Gt II 砂礫台地 (II)

低地

P 谷底平野

D 三角州

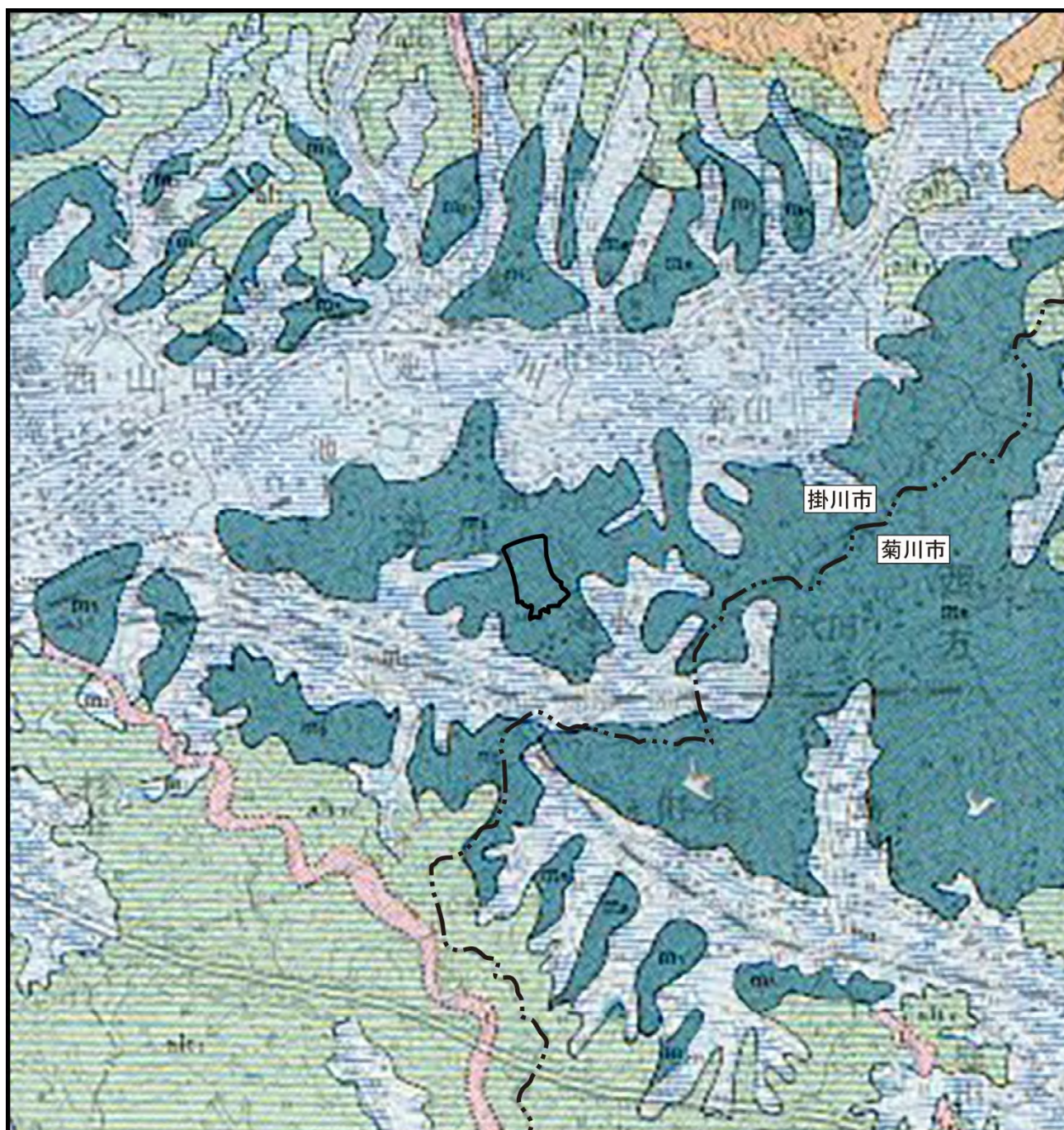


1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「5万分の1都道府県土地分類基本調査 地形分類図」(令和7年1月閲覧 国土数値情報ダウンロードサイト)

図 2-1-14 事業計画地周辺の地形分類図



凡 例

事業計画地 - · - · - 市界

未固結堆積物（沖積平野）（表層 5m に卓越する地層で示す）

泥砂礫互層

半固結堆積物（洪積統下部～中新統上部）

掛川層群砂泥互層（鮮新統）

相良層群泥層（中新統上部）

掛川層群礫層（鮮新統）

凝灰岩層（鮮新統）



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査 表層地質図」（令和 7 年 1 月閲覧 国土数値情報ダウンロードサイト）

図 2-1-15 計画地周辺の表層地質図

2-2 社会環境

(1) 位置及び構成市町村

掛川市及び菊川市の位置は、図 2-2-1 に示すとおりである。

2 市は静岡県南西部に位置し、その東側には島田市、牧之原市、御前崎市、西側には周智郡森町、袋井市が接している。

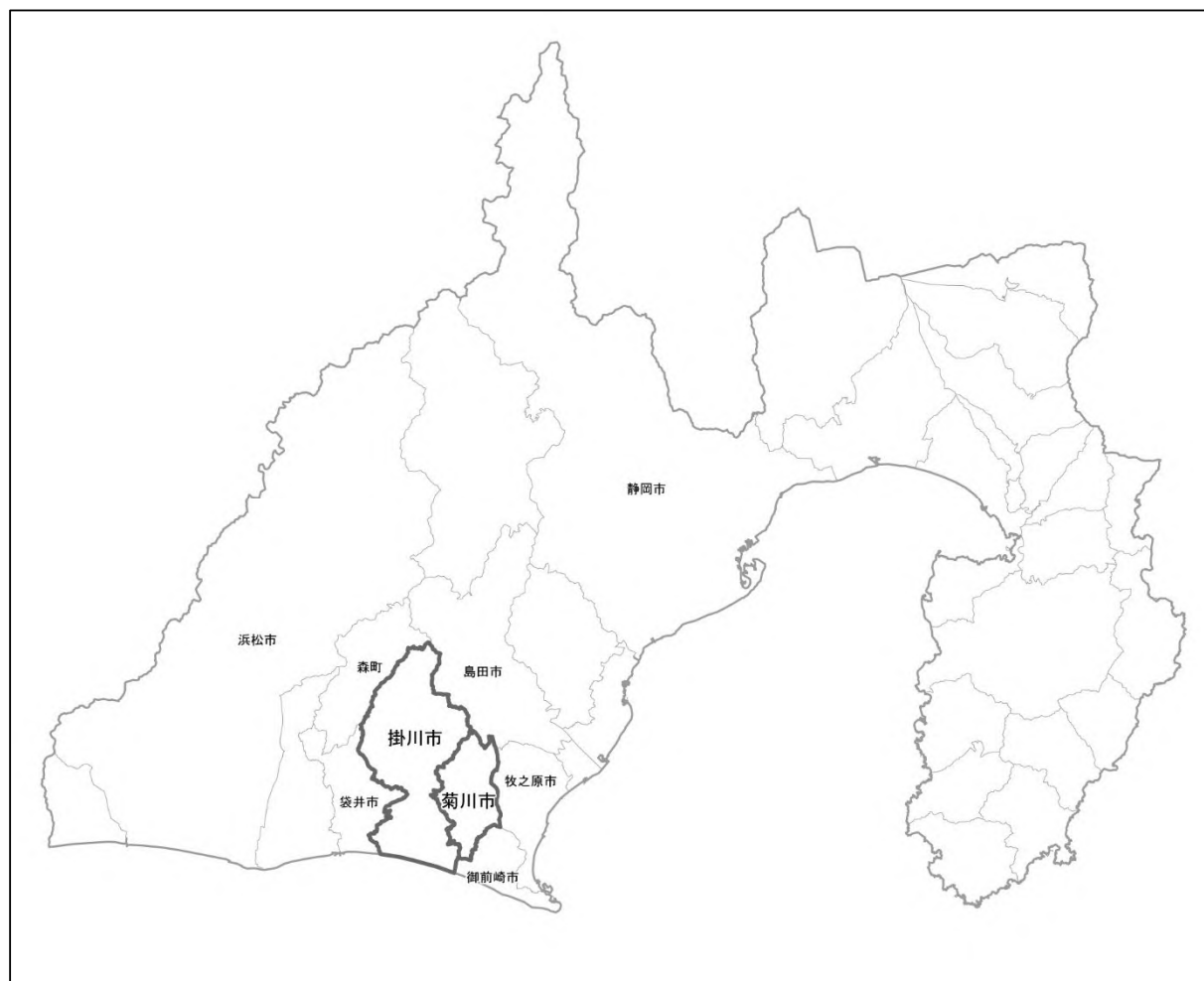


図 2-2-1 位置図

(2) 人口

平成 26 年度～令和 5 年度における人口と世帯数の推移は、表 2-2-1 及び図 2-2-2 に示すとおりである。

掛川市及び菊川市ともに、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。また、1 世帯当り人口は年々減少しており、一人暮らし世帯が増えていることが伺える。

表 2-2-1 人口と世帯数

年 度	掛川市			菊川市			掛川市及び菊川市		
	人口 (人)	世帯数 (戸)	1 世帯当り 人口 (人)	人口 (人)	世帯数 (戸)	1 世帯当り 人口 (人)	人口 (人)	世帯数 (戸)	1 世帯当り 人口 (人)
H26	117,450	42,169	2.79	47,679	16,415	2.90	165,129	58,584	2.82
H27	117,520	43,059	2.73	47,823	16,811	2.84	165,343	59,870	2.76
H28	117,685	43,667	2.70	47,827	17,052	2.80	165,512	60,719	2.73
H29	117,605	44,372	2.65	47,850	17,293	2.77	165,455	61,665	2.68
H30	117,978	45,211	2.61	48,319	17,802	2.71	166,297	63,013	2.64
R1	117,383	45,623	2.57	48,474	18,162	2.67	165,857	63,785	2.60
R2	116,687	46,050	2.53	48,066	18,335	2.62	164,753	64,385	2.56
R3	115,943	46,375	2.50	47,720	18,479	2.58	163,663	64,854	2.52
R4	115,589	47,144	2.45	47,582	18,779	2.53	163,171	65,923	2.48
R5	115,028	47,603	2.42	47,450	19,050	2.49	162,478	66,653	2.44

注) 各年度末人口・世帯数 (外国人登録数を含む)

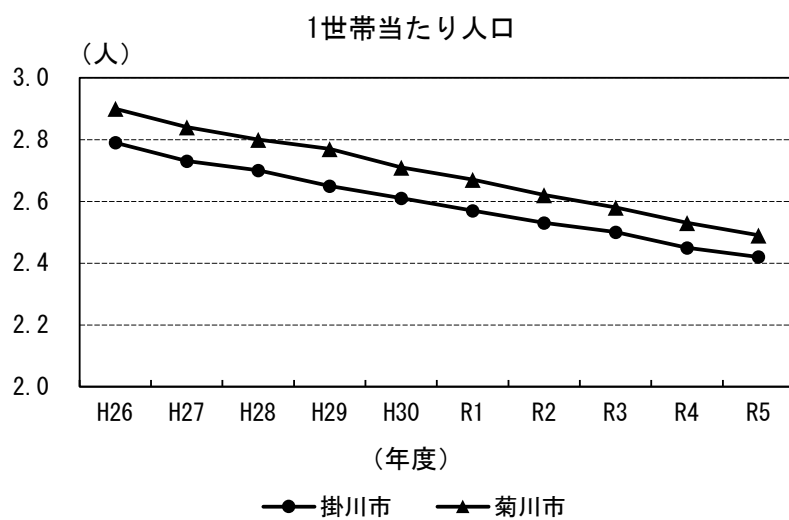
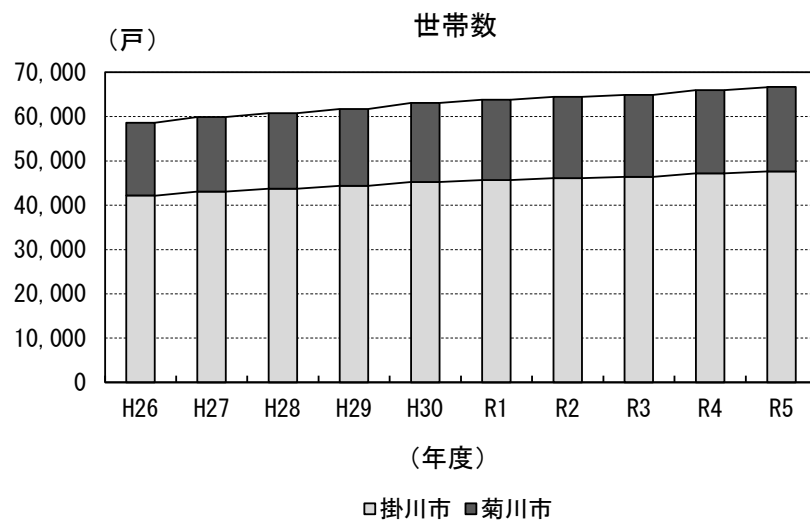
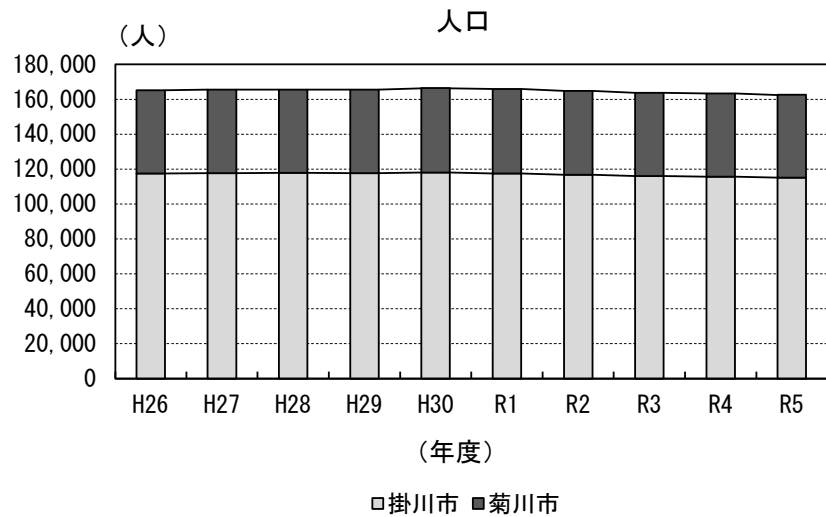
資料: 「掛川市の住民登録人口(過年度分)」(令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ)

「市の人口・世帯数(住民基本台帳)」(令和 7 年 1 月閲覧 菊川市ホームページ)

(3) 集落の状況

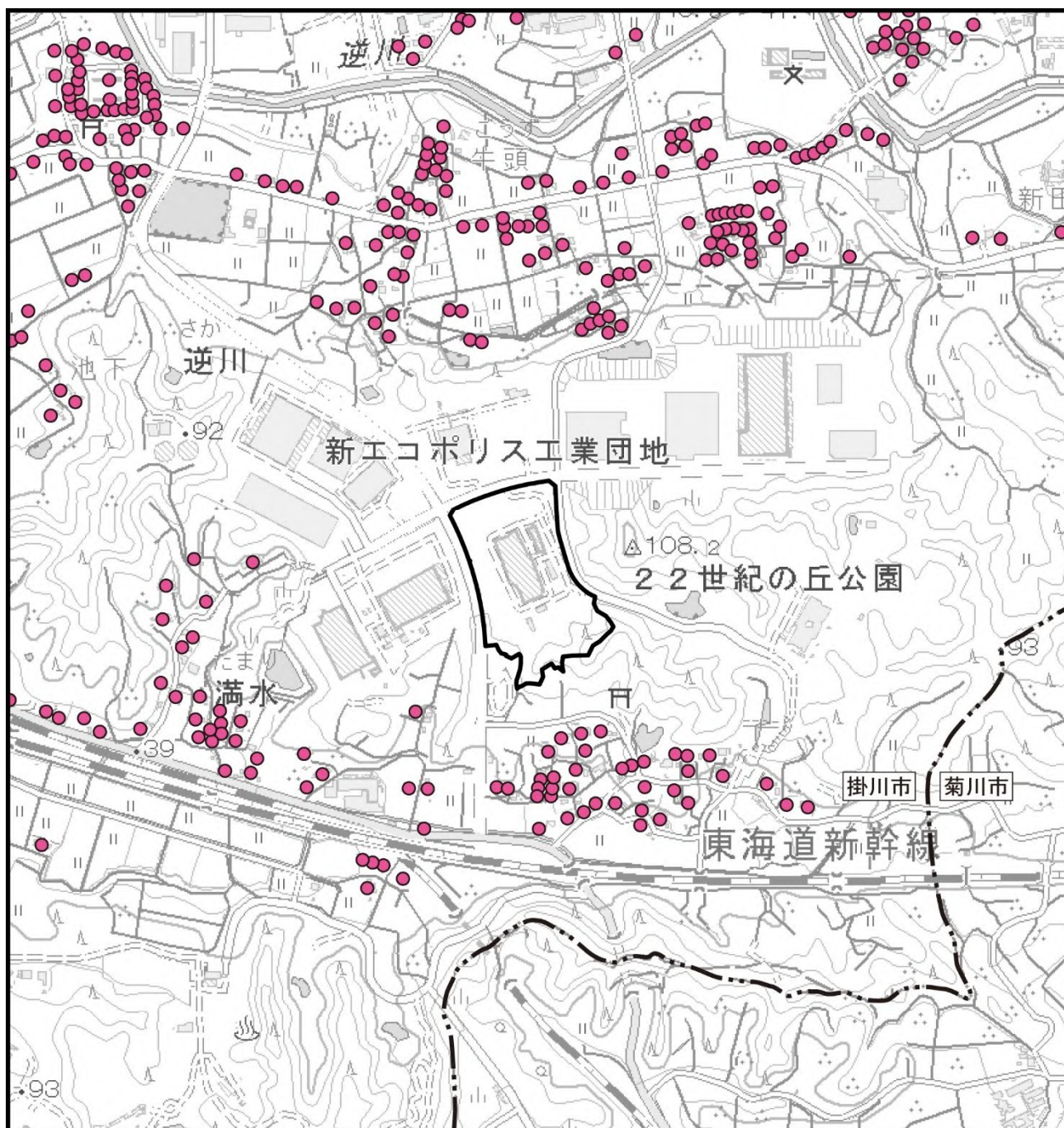
事業計画地周辺における人家等の分布状況は、図 2-2-3 に示すとおりである。

最寄りの人家等は、事業計画地敷地境界から南南東側約 90m の場所にある。



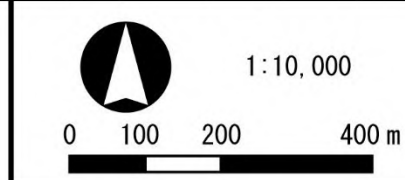
資料：「掛川市の住民登録人口(過年度分)」(令和7年1月閲覧 掛川市ホームページ)
「市の人口・世帯数(住民基本台帳)」(令和7年1月閲覧 菊川市ホームページ)

図 2-2-2 人口と世帯数の推移



凡 例

- 事業計画地 市界
● 人家等



資料：「住宅地図 掛川市北（掛川）」（ゼンリン）

図 2-2-3 計画地周辺における人家等の分布

(4) 産業

掛川市及び菊川市における産業大分類別就業者数は、表 2-2-2 及び図 2-2-4 に示すとおりである。

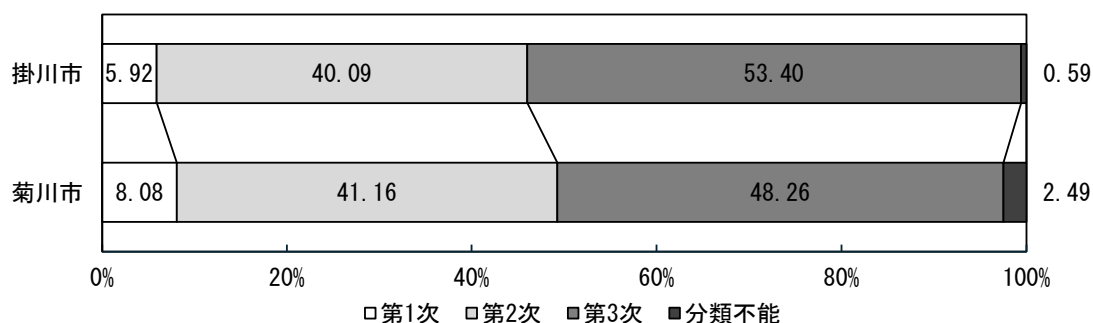
業種別にみると、2 市ともに製造業の就業者が最も多くなっている。

表 2-2-2 産業大分類別就業者数

分 類	掛川市		菊川市		2 市合計	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	59,427	100.00	25,659	100.00	85,086	100.00
第 1 次産業	3,517	5.92	2,074	8.08	5,591	6.57
農業	3,468	5.84	2,058	8.02	5,526	6.49
林業	26	0.04	9	0.04	35	0.04
漁業	23	0.04	7	0.03	30	0.04
第 2 次産業	23,825	40.09	10,562	41.16	34,387	40.41
鉱業、採石業、砂利採取業	15	0.03	7	0.03	22	0.03
建設業	3,638	6.12	1,367	5.33	5,005	5.88
製造業	20,172	33.94	9,188	35.81	29,360	34.51
第 3 次産業	31,736	53.40	12,384	48.26	44,120	51.85
電気・ガス・熱供給・水道業	391	0.66	139	0.54	530	0.62
情報通信業	434	0.73	133	0.52	567	0.67
運輸業、郵便業	3,397	5.72	1,234	4.81	4,631	5.44
卸売業、小売業	6,990	11.76	2,876	11.21	9,866	11.60
金融業、保険業	906	1.52	305	1.19	1,211	1.42
不動産業、物品賃貸業	570	0.96	175	0.68	745	0.88
学術研究、専門・技術サービス業	1,294	2.18	697	2.72	1,991	2.34
宿泊業、飲食サービス業	2,657	4.47	899	3.50	3,556	4.18
生活関連サービス業、娯楽業	1,727	2.91	670	2.61	2,397	2.82
教育、学習支援業	2,551	4.29	959	3.74	3,510	4.13
医療、福祉	5,883	9.90	2,369	9.23	8,252	9.70
複合サービス事業	658	1.11	248	0.97	906	1.06
サービス業（他に分類されないもの）	2,813	4.73	1,068	4.16	3,881	4.56
公務（他に分類されるものを除く）	1,465	2.47	612	2.39	2,077	2.44
分類不能の産業	349	0.59	639	2.49	988	1.16

注）端数処理により、例えば第 1 次産業の構成比と、第 1 次産業の各業種の構成比の合計値は、一致しない場合がある。

資料：「令和 2 年国勢調査」（令和 7 年 1 月閲覧 政府統計の総合窓口(e-Stat)）



資料：「令和 2 年国勢調査」（令和 7 年 1 月閲覧 政府統計の総合窓口(e-Stat)）

図 2-2-4 産業大分類別就業者構成比

(5) 交通

主要道路の位置は、図 2-2-5 に示すとおりである。

事業計画地西側には 11430 満水逆川線が、北側には 11435 環境資源ギャラリー線が整備されている。また、事業計画地敷地境界から北側約 800m に一般県道日坂沢田線、さらに北側に一般国道 1 号（掛川バイパス）が、南側約 300m に主要地方道掛川浜岡線が整備されている。

(6) 土地利用

1) 土地利用

掛川市及び菊川市の地目別土地利用状況は、表 2-2-3 及び図 2-2-6 に示すとおりである。

これによると、その他を除き、掛川市及び菊川市ともに、山林の割合が最も多くなっている。

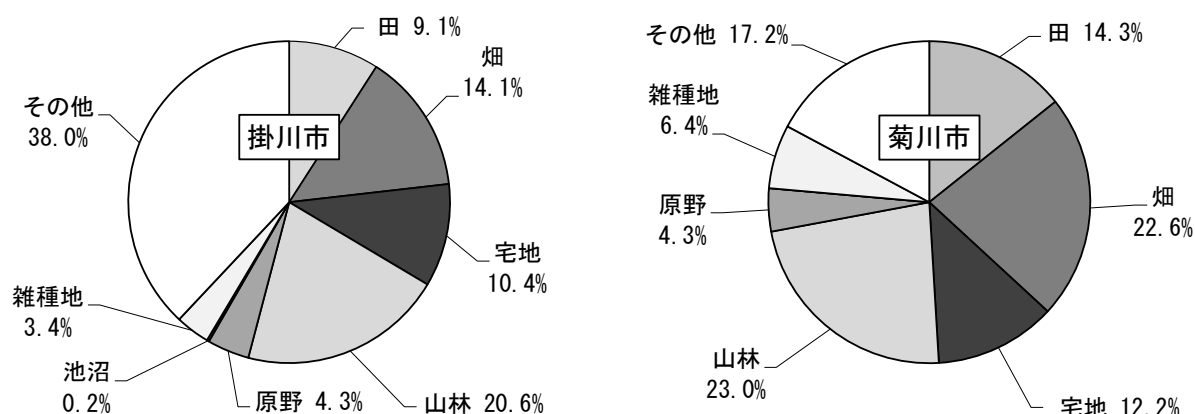
表 2-2-3 地目別土地利用面積（令和 5 年）

市 地目	掛川市		菊川市	
	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)
田	24.16	9.1	13.46	14.3
畑	37.47	14.1	21.26	22.6
宅地	27.49	10.4	11.49	12.2
山林	54.59	20.6	21.67	23.0
原野	11.29	4.3	4.07	4.3
池沼	0.59	0.2	0.00	0.0
雑種地	9.11	3.4	6.03	6.4
その他	100.99	38.0	16.21	17.2
総面積	265.69	100.0	94.19	100.0

注）令和 5 年 1 月 1 日現在

資料：「令和 5 年度版 掛川市統計書」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

「令和 6 年度版 菊川市データルーム」（令和 7 年 1 月閲覧 菊川市ホームページ）



資料：「令和 5 年度版 掛川市統計書」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

「令和 6 年度版 菊川市データルーム」（令和 7 年 1 月閲覧 菊川市ホームページ）

図 2-2-6 地目別土地利用面積 構成比

2) 用途地域

事業計画地周辺における用途地域の指定状況は、図 2-2-7 に示すとおりである。

事業計画地は、用途地域の指定のない地域である。

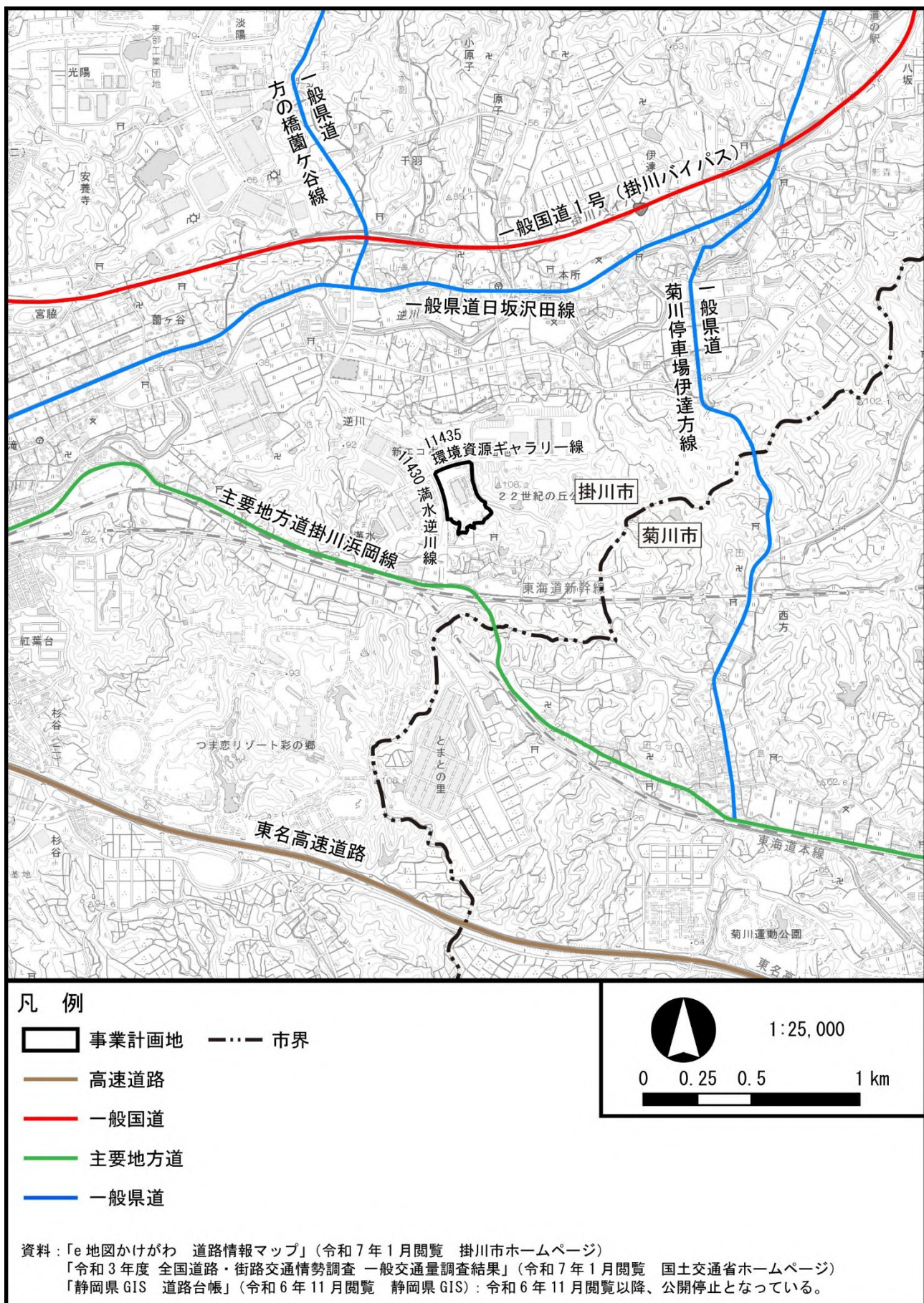
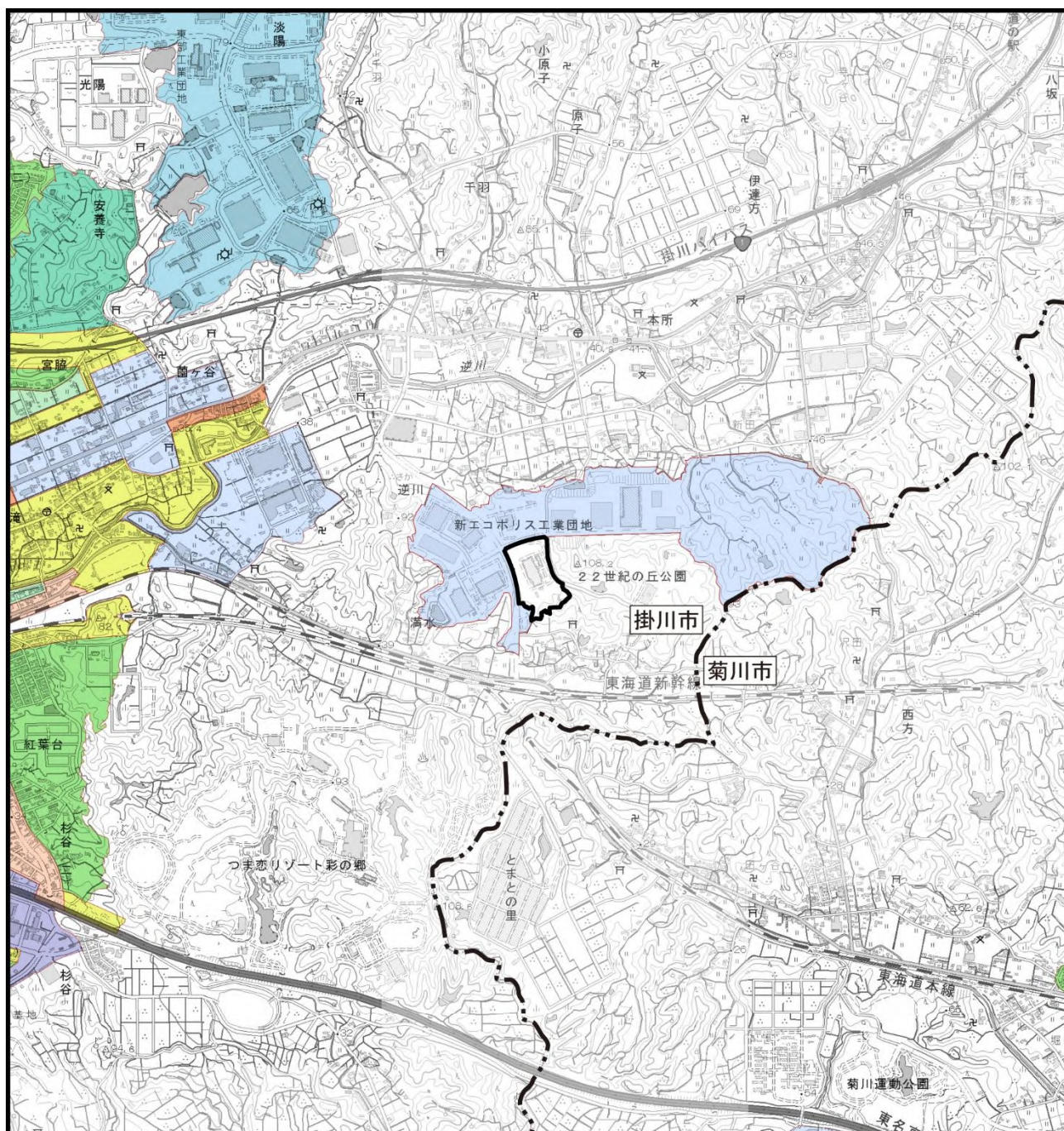


図 2-2-5 計画地周辺の主要道路



凡 例

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 事業計画地 |  | 市界 |
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 準住居地域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第二種住居地域 | | |



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「静岡県 GIS 都市計画情報」（令和 7 年 1 月閲覧 静岡県 GIS）
「e 地図かけがわ 都市計画情報マップ」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）
「きくのんマップ 都市計画情報」（令和 7 年 1 月閲覧 菊川市ホームページ）

図 2-2-7 用途地域の指定状況

(7) 施設等の設置状況

事業計画地周辺における環境保全上配慮が必要な施設等は、表 2-2-4 及び図 2-2-8 に示すとおりである。

事業計画地敷地境界から北北東側約 600m に栄川中学校が、南東側約 1,000m に東遠学園がある。

表 2-2-4 施設等の所在地及び計画地からの距離

No.	種別	施設名称	所在地	事業計画地敷地境界からの方角・距離
1	学校	栄川中学校	掛川市本所 538 番地	北北東 約 600m
2	その他施設	東遠学園	菊川市西方 4345-2	南東 約 1,000m

資料：「令和 6 年度静岡県学校名簿（静岡県教育委員会）」（令和 7 年 1 月閲覧 静岡県ホームページ）
「施設案内」（令和 7 年 1 月閲覧 菊川市ホームページ）



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 学校 (①)
- その他施設 (②)



1:10,000

0 100 200 400 m

資料：「令和6年度静岡県学校名簿（静岡県教育委員会）」（令和7年1月閲覧 静岡県ホームページ）
 「施設案内」（令和7年1月閲覧 菊川市ホームページ）

図 2-2-8 施設等の位置

2-3 環境関係法令等

(1) 大気質

1) 環境基準の設定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、表 2-3-1 に示す大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。	
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
6. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

資料：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月環境庁告示第 4 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月環境庁告示第 33 号）

表 2-3-2 大気汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	日平均値の 2%除外値 (年間における 1 日平均値のうち高い方から 2%の範囲内にあるものを除外したもの) が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	日平均値の 2%除外値 (年間における 1 日平均値のうち高い方から 2%の範囲内にあるものを除外したもの) が 10ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	日平均値の 2%除外値 (年間における 1 日平均値のうち高い方から 2%の範囲内にあるものを除外したもの) が 0.1mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0.1mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	日平均値の年間 98%値 (年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当するもの) が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(短期暴露の指針: 1 時間値が 0.1ppm~0.2ppm 以下。)
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	長期的評価	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	1 年平均値が長期基準の 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98%が短期基準の 35 μg/m ³ 以下であること。

資料: 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 6 月環大企 143 号)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和 53 年 7 月環大企 262 号)

「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」
(平成 9 年 2 月環大企 37 号)

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」(平成 13 年 6 月環管総 182 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」(平成 12 年 1 月環大企 11 号・環保安 6 号・環大企 11 号・環大規 5 号・環水企 14 号・環水管 1 号・環水規 5 号・環水土 7 号)

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」(平成 13 年 6 月環管総 182 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月環水大総発第 090909001 号)

2) その他の指標（生活環境保全上の目標環境濃度または指針値）

環境大気中における塩化水素及び水銀については、表 2-3-3 及び表 2-3-4 に示す目標環境濃度または指針値が定められている。

表 2-3-3 塩化水素に係る目標環境濃度

物 質	目標環境濃度
塩化水素	0.02ppm 以下

資料：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」
(昭和 52 年 6 月環大規第 136 号)

表 2-3-4 水銀に係る指針値

物 質	指針値
水 銀	年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下

資料：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」
(平成 15 年 7 月中環審第 143 号)

(2) 騒音

1) 環境基準の設定状況

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、表2-3-5に示す騒音に係る環境基準が定められている。

表2-3-5 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域（一般地域）>

類型	基準値		該当地域
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	掛川市内には該当なし
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種区域及び第2種区域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	第3種区域及び第4種区域
備考 【掛川市】 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地 第4種区域：工業地域 ※工業専用地域（いわゆる工業団地）については、指定地域にしないものとされている。			

<道路に面する地域>

基準値		車線数	該当地域
午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで		
60 デシベル以下	55 デシベル以下	2 以上	第 1 種区域 （第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域を含む）
65 デシベル以下	60 デシベル以下	2 以上	第 2 種区域 （第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域を除く）
		1 以上	第 3 種区域及び第 4 種区域
備考			
【掛川市】			
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域			
第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域			
第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地			
第 4 種区域：工業地域			
※工業専用地域（いわゆる工業団地）については、指定地域にしないものとされている。			

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとなっている。

<特例>

基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）を示す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月環大企 257 号）

「令和 5 年度 掛川市の環境」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

2) 規制基準の設定状況

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月法律第 98 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号）では、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を特定工場等と呼び、騒音の大きさが規制されている。

さらに、「騒音規制法」では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合、市長は県公安委員会に対して「道路交通法」（昭和 35 年 6 月法律第 105 号）により措置をとることを要請したり、道路管理者に自動車騒音の防止のため、道路の舗装、維持または修繕の措置をとることを要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

① 特定施設等

「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定施設の種類の表 2-3-6 に、特定工場等の騒音に係る規制基準は表 2-3-7 に示すとおりである。

表 2-3-6 特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境の 保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	すべて
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン（ロール式）	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	呼び加圧能力 49kN 以上
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。	
	タンブラー	すべて	
	旋盤	（規制対象外）	すべて
	ボール盤		
	平削り盤		
	型削り盤		
	切断機	といしを用いるものに限る。	高速切断機
研摩機	（規制対象外）	工具用研摩機を除く。	
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	
織機	織機	原動機を用いるものに限る。	
	紡績機械	（規制対象外）	すべて
	撚糸機		
	製紐機		
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³ 以上	すべて
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	
穀物用製粉機（ロール式）		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
木材加工機械	トラムパーカー	すべて	すべて
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上	
	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	すべて	すべて
	トレットペーパーリワインダー	（規制対象外）	
	コルゲートマシン		
	紙ひもより機		
印刷機械		原動機を用いるものに限る。	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	すべて
クーリングタワー	（規制対象外）		原動機の定格出力 0.75kW 以上
集じん施設			すべて
冷凍機（圧縮機を用いるもの）			原動機の定格出力 3.75kW 以上

資料：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月政令第 324 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年 3 月静岡県規則第 9 号）

表 2-3-7 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域区分	規制基準		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考			
【掛川市】			
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域			
第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域			
第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地			
第 4 種区域：工業地域			
※工業専用地域（いわゆる工業団地）については、指定地域にしないものとされている。			

注 1) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 2) 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 11 年 3 月静岡県規則第 9 号)

「令和 5 年度 掛川市の環境」(令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ)

② 自動車騒音の限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度（要請限度）は、表 2-3-8 に示すとおりである。

表 2-3-8 自動車騒音の限度（要請限度）

基準値		車線数	該当地域
午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで		
65 デシベル	55 デシベル	1 以上	第 1 種区域及び第 2 種区域
70 デシベル	65 デシベル	2 以上	第 1 種区域 （第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域を含む）
75 デシベル	70 デシベル	2 以上	第 2 種区域 （第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域を除く）
		1 以上	第 3 種区域及び第 4 種区域
75 デシベル	70 デシベル	—	幹線交通を担う道路に近接する空間
備考 【掛川市】 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地 第 4 種区域：工業地域 ※工業専用地域（いわゆる工業団地）については、指定地域にしないものとされている。			

注 1) 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）を示す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月総理府令第 15 号）

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月環大企 257 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分」（平成 12 年 3 月静岡県告示第 307 号）

「令和 5 年度 掛川市の環境」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

(3) 振動

1) 環境基準の設定状況

振動に関しては、「環境基本法」に基づく環境基準は設定されていない。

2) 規制基準の設定状況

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月法律第 64 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を特定工場等と呼び、振動の大きさが規制されている。

さらに、「振動規制法」では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合、市長は県公安委員会に対して「道路交通法」により措置をとることを要請したり、道路管理者に道路交通振動の防止のため、道路の舗装、維持または修繕の措置をとることを要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

① 特定施設等

「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定施設の種別は表 2-3-9 に、特定工場等の振動に係る規制基準は表 2-3-10 に示すとおりである。

表 2-3-9 特定施設の種別

大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境の 保全等に関する条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。	振動規制法に同じ
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機の定格出力 1kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kW 以上	
圧縮機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	
織機		原動機を用いるもの	
コンクリート機械	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上	
	コンクリート柱製造機械		
木材加工機械	ドラムヘーカー	すべて	
	チップパー	原動機の定格出力 2.2kW 以上	
印刷機械		原動機の定格出力 2.2kW 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外)		原動機の定格出力 30kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機（シヨルト式）		すべて	

資料：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月政令第 280 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年 3 月静岡県規則第 9 号）

表 2-3-10 特定工場等の振動に係る規制基準

種別 区域区分	規制基準		該当地域
	昼間	夜間	
	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで	
第 1 種区域の 1	60 デシベル	55 デシベル	騒音規制法の第 1 種区域
第 1 種区域の 2	65 デシベル	55 デシベル	騒音規制法の第 2 種区域
第 2 種区域の 1	70 デシベル	60 デシベル	騒音規制法の第 3 種区域
第 2 種区域の 2	70 デシベル	65 デシベル	騒音規制法の第 4 種区域
備考 【掛川市】 騒音規制法の第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 騒音規制法の第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域 騒音規制法の第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地 騒音規制法の第 4 種区域：工業地域 ※工業専用地域（いわゆる工業団地）については、指定地域にしないものとされている。			

注) 病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月総理府令第 90 号）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 11 年 3 月静岡県規則第 9 号）

「令和 5 年度 掛川市の環境」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

② 自動車振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度（要請限度）は、表 2-3-11 に示すとおりである。

表 2-3-11 道路交通振動の限度（要請限度）

区域区分	基準値	
	昼間	夜間
	（午前 8 時から午後 8 時まで）	（午後 8 時から翌日の午前 8 時まで）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考 【掛川市】 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上土方工業団地、工業地域		

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第 2 の備考 1 及び 2 の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」（平成 9 年 3 月静岡県告示第 344 号の 9）

「令和 5 年度 掛川市の環境」（令和 7 年 1 月閲覧 掛川市ホームページ）

(4) 悪臭

1) 環境基準の設定状況

悪臭に関しては、「環境基本法」に基づく環境基準は設定されていない。

2) 規制基準の設定状況

「悪臭防止法」(昭和46年6月法律第91号)では、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内の全ての工場・事業場を対象に規制基準が定められている。

掛川市では、市全域において、表2-3-12に示すとおり、臭気指数による規制基準が定められている。

表 2-3-12 敷地境界上における悪臭の規制基準（掛川市）

区分	規制地域	規制基準
規制基準（臭気指数）	市全域	15 以下

資料：「令和5年度 掛川市の環境」（令和7年1月閲覧 掛川市ホームページ）